

第5期横浜市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画【概要版】

計画の法的根拠と位置づけ

横浜市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画は、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法に基づき国が策定する「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」に即して、令和6年度から10年度までの5か年間、本市におけるホームレスの実態に応じた施策を、計画的かつ効果的に実施するとともに、ホームレス自立支援施策の更なる推進を目的として、基本的な施策の方向性を明示するために策定するものです。

第1 ホームレスに関する現状

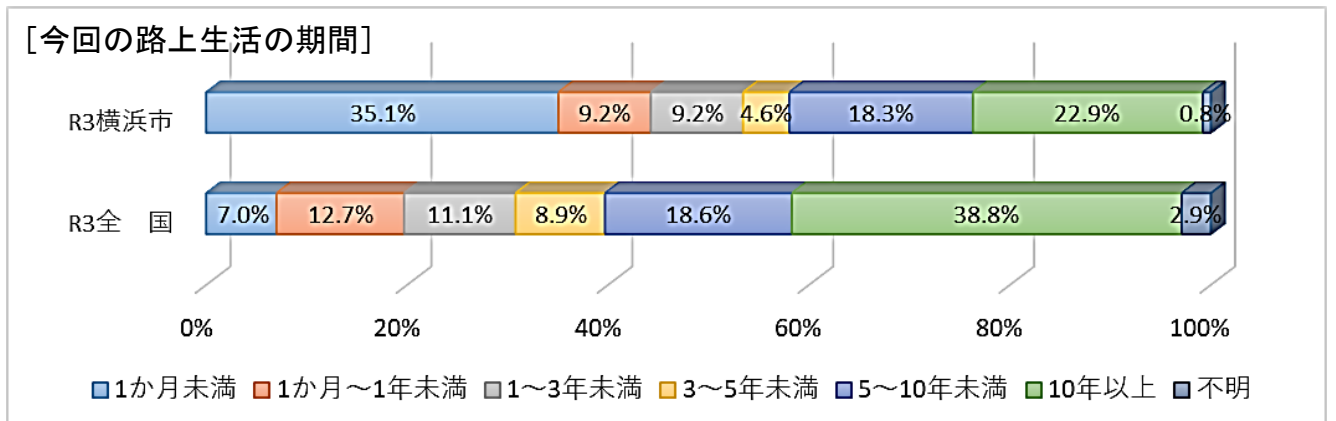
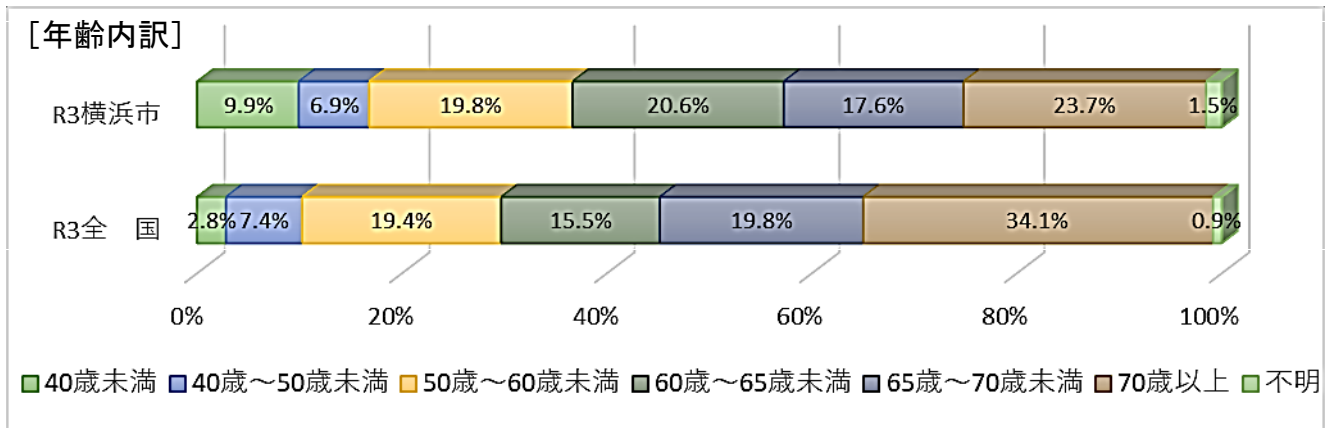
1 ホームレスの実態に関する全国調査

全国のホームレス数は、統計を開始した平成15年より大幅に減少しており、令和5年1月の概数調査では、本市では247人（全国：3,065人）のホームレスが確認されました。

[ホームレス数の推移]

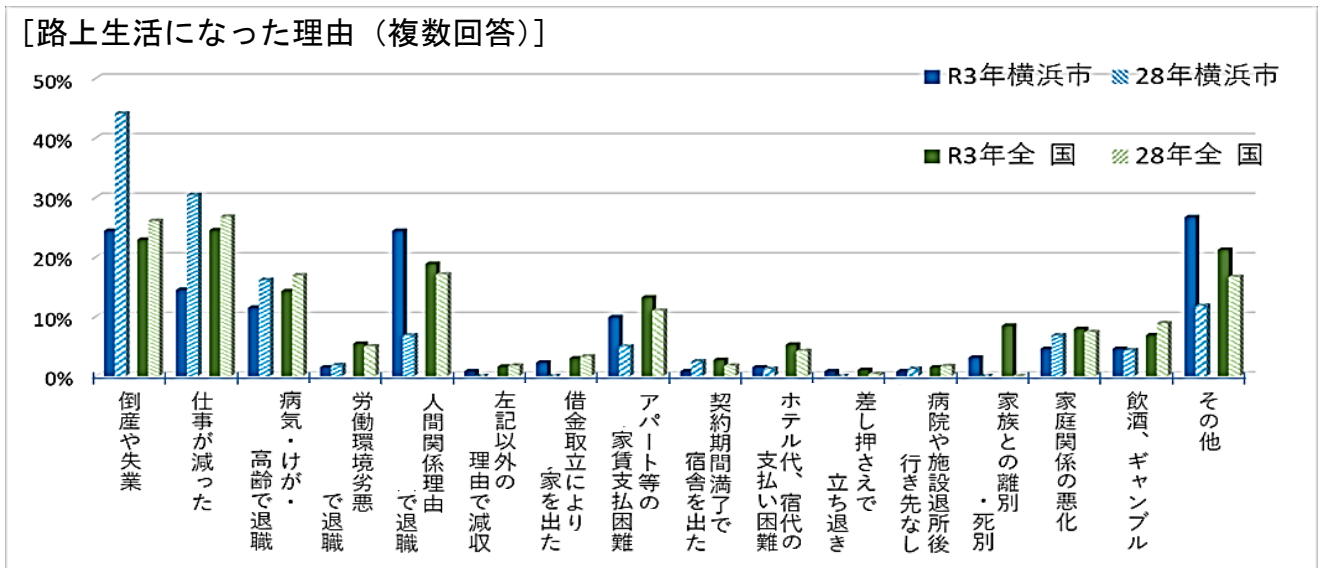
	平成15年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
全国	25,296人	4,555人	3,992人	3,824人	3,448人	3,065人
横浜市	470人	458人	381人	378人	285人	247人

令和3年11月の生活実態調査（5年ごとに実施）では、平均年齢は59.9歳（全国：63.6歳）、10年以上路上生活をしている人の割合は22.9%（全国：38.8%）でした。本市は全国値と比較すると、路上生活期間が短い人の割合が多く、特に1か月未満の人が全体の約1/3を占め、新たにホームレスとなっている層が多い状況です。



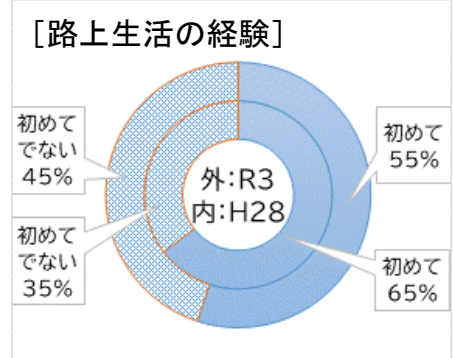
路上生活になった理由については、就労収入の減少・喪失が高い割合を占めています。

また、前回調査時に比べ、人間関係による退職を理由として挙げる人の割合が増加しています。ほかには、家賃が払えなくなったことや、家庭・家族環境の変化といった理由の割合が増えています。このほかにも様々な理由が挙げられており、ホームレスとなる理由は、個別多様化・複合化し、複雑化している状況です。



路上生活経験について、初めての人と初めてではない人の割合をみると、路上生活が2回目以上の人割合が45%で、5年前に比べて10ポイント増加しました。

一度路上生活を脱した後も、再び住居を喪失するリスクがある状況です。



2 ホームレス自立支援施策の現状

これまで本市では、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の趣旨を踏まえ「ホームレス総合相談推進事業（巡回相談指導等事業）」、「ホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業）」、「ホームレス自立支援事業（ホームレス自立支援センター）」等を実施してきました。

平成27年の生活困窮者自立支援法の施行により、広く住居に不安を抱えた生活困窮者層が対象となったことに伴い、従前よりホームレス支援の中核を担ってきた自立支援センターの名称を「横浜市ホームレス自立支援センターはまかぜ」より「横浜市生活自立支援施設はまかぜ」に改め、一時生活支援事業と自立相談支援事業を一体的に実施する施設型の自立相談支援機関として、ホームレスを含む生活困窮者支援を推進しています。

【「横浜市生活自立支援施設はまかぜ」の運営】

- 一時生活支援事業：寝食及び衣類、日用品等の提供や健康診断等を実施しています。
- 自立相談支援事業：利用者個々に支援プランを作成し、自立に向けた就労等の支援や福祉サービスの利用調整等の相談支援を行います。
- 巡回相談：市内全域で巡回活動を実施し、現に路上などで生活しているホームレス等を対象に相談支援を行います。また、週に2回程度看護師が同行し、健康相談を実施しています。
- 退所後支援：アパート等を確保して自立支援施設を退所した者が地域での生活を安定的に継続していけるよう、定期的な訪問等を通じ相談支援を行います。

第2 ホームレス自立支援の推進方策

1 基本的な考え方

市内のホームレスの現状を踏まえ、国の基本方針に則しながら、第4期実施計画でも重視した4つの基本的な考え方を継承し、各課題に対する取組をさらに推進していきます。

- 1 個別支援（ホームレス状態にある人）
- 2 未然防止（ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある人）
- 3 再路上（野宿）化の防止（ホームレス状態から脱却した人）
- 4 民間団体等との連携

2 各課題に対する取組方針

取組方針 1	ホームレスの就業の機会の確保 ：利用者一人ひとりの状況に応じた自立支援計画を策定し、きめ細かな就労支援を実施します。直ちに就労が困難な方に対しては、基礎的な知識や技術の習得等の支援を行います。
取組方針 2	安定した居住場所確保の支援 ：新たな住宅セーフティネット制度の活用等により、長期継続的な住まいの確保に向けた居住支援を推進します。
取組方針 3	保健・医療の確保に向けた支援 ：保健医療職による巡回相談の実施や自立支援施設における看護職員の配置等により、医療的視点に基づいたきめ細かな相談や支援等を実施します。
取組方針 4	個々の状況に応じたきめ細かな支援 ：失業、疾病、負債など多様化、複雑化した要因や、年齢層、女性、性的少数者等個々の状況を的確に把握し、関係機関と連携を図りつつ、一人ひとりに合わせた社会生活の自立に向けて支援します。
取組方針 5	再び路上生活となることを防止する支援 ：本人が確保した居宅を一定期間訪問し、相談・支援を行い地域生活の安定化を図る退所後支援や関係機関等との連携強化により、再び路上生活とならないように支援します。
取組方針 6	ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある人への支援 ：生活困窮者自立支援制度やその他の施策等の活用により、路上生活とならないように未然防止の支援に努めます。市ウェブサイトやSNS等による情報提供を行い、早期相談につなげます。
取組方針 7	人権擁護 ：人権研修の実施、人権講演会等での啓発パネルの展示など様々な機会を捉えて人権啓発・人権擁護に取り組みます。学校においても、人権尊重の精神を基盤とした教育の推進を図ります。
取組方針 8	誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり ：関係機関と連携し、ホームレスはもとより、市民の誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりを進め、公園等公共施設の適正な利用を確保します。
取組方針 9	市民や民間団体との連携 ：新たな課題にも対応できるよう、ホームレス等総合相談推進懇談会や、ホームレスに対する生活支援活動を行う民間団体等との連携を図りながら、ホームレスの自立支援を推進します。

第3 ホームレス自立支援施策の推進体制

1 庁内推進体制

ホームレス自立支援施策の円滑な推進を目的として設置した全庁的な組織「ホームレス自立支援等に関する関係区局連絡会議」において、この計画の実施に向けた事業の検討等に取り組んでいきます。

[構成]

鶴見区、西区、中区、総務局、市民局、経済局、こども青少年局、健康福祉局、医療局、環境創造局、資源循環局、建築局、都市整備局、道路局、港湾局、交通局、教育委員会事務局

2 庁外の関係機関との連携

計画を実施するにあたっては、国、神奈川県等関係機関と連携し、計画が効率的かつ効果的に進むよう、関係機関に対して各種施策の情報交換を積極的に行うとともに、地域団体、社会福祉法人、NPO法人、ホームレスボランティア団体等の施設や人材等と連携・協力しながら取組を推進します。

3 実施計画の計画期間等

計画期間は、国の基本方針を踏まえ、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間とします（ただし当該期間中に時限立法であるホームレスの自立の支援等に関する特別措置法が失効した場合には法の失効する日まで）。